

# 遺産分割事件のノウハウを網羅、 遺産分割調停・審判の疑問 144問に答える！



## Q & A 遺産分割事件 の手引き

東京高等裁判所判事 山城司 著

2022年11月刊 A5判 512頁 定価4,840円（本体4,400円） 978-4-8178-4850-5 商品番号：40930 略号：Q遺分

- 平成30年相続法改正、令和3年民法等改正を踏まえた、現在の遺産分割調停・審判における実務をQ&A形式で分かりやすく解説。
- 解説も交えながら、豊富な調停条項例・審判主文例を収録。
- 遺産分割事件のノウハウを盛り込んだ、相続実務に携わる実務家必携の1冊。

### 内容見本

■ 出席当事者への代償金支払  
出席当事者の間で合意ができた場合には、代償金の支払を受ける出席当事者から、振込先口座を教えてもらい、主文に記載することになります。  
また、欠席当事者が敵対的ではなく、遠方等の理由で欠席していることが分かっている場合や、書記官室による照会等を実施する場合には、書面で振込先口座を教えてもらうといいでしょう。  
主文としては、  
「相手方Aは、申立人に対し、前項の遺産を取得した代償として、〇〇万円を支払うこととし、これを、本審判が確定した日の翌から〇か月以内に、申立人名義の〇〇銀行〇〇支店の普通預金口座（口座番号）に振り込む方法により支払う。振込手数料は、相手方Aの負担とする。」  
とすることが考えられます。

実務でよくある事例を基に  
各段階の留意点に触れながら  
対応方法などを丁寧に解説！

### Q31 遺言・遺産分割協議がされていた場合の調停運営

相手方の答弁書で遺言書があったことが記載されていたので、第1回調停期日で調停委員が遺言について確認したところ、相手方は、遺言書を持参していました。

### Q question

遺言書・遺産分割協議書が提出され、遺産の帰属が決まっていた場合でも、調停を進めることができるのでしょうか。

### A answer

当事者全員が改めて遺産を分割することに合意すれば、調停を進めることができます。

### 解説

#### ① 遺言・遺産分割協議の存在と調停進行の可否

有効に遺言や遺産分割協議がされた場合、その内容に従って遺産の帰属が決まり、分割対象の遺産は存在しないため、遺産として分割することはできないはずです。

しかし、このような場合でも、当事者全員が遺言や既にされた遺産分割協議の内容にとらわれずして遺産分割を行うことに合意すれば、遺産分割協議をすることができる、合意された場合には、調停を進めることになります。

相手方全員が第1回調停期日に出席して、改めて遺産分割を進めることに合意するのが望ましいですが、答弁書等書面で改めて遺産分割することに

### Q：海外居住の当事者がいる場合

当事者の中に海外居住の当事者がいる場合、どのようなことに留意すべきでしょうか。

### Q：署名押印が欠けている遺産分割協議書の効力

署名押印が欠けている遺産分割協議書が提出された場合、調停では、どのように取り扱われるのでしょうか。

### Q：欠席当事者がいる場合の不動産の評価の確定と調停に代わる審判

欠席当事者がいる場合、出席当事者の間で遺産である不動産の評価を確定できれば、調停に代わる審判を出すことができるのでしょうか。

……など

### 主な収録内容

- 第1 申立ての前に
- 第2 調停手続
- 第3 相続人の範囲・当事者
- 第4 遺言・遺産分割協議

- 第5 遺産の範囲
- 第6 遺産の評価
- 第7 特別受益
- 第8 寄与分

- 第9 遺産の分割方法
- 第10 調停に代わる審判
- 第11 審判
- 第12 遺産分割事件終了後

 日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 営業時間：月～金（祝日除く）9:00-17:00

（営業部）  
TEL:03-3953-5642  
FAX:03-3953-2061

 ツイッター ID: @nihonkajo  
[www.kajo.co.jp](http://www.kajo.co.jp)



日本加除出版HP